

## 【さいたま市図書館広告媒体設置事業】審査基準

審査項目	配点	小項目	審査基準
企画提案	60	広告媒体の仕様・運用	事業の理解度、事業遂行能力
			広告媒体の仕様及び運用方針
			図書館設置にかかる配慮・工夫
		維持管理の方針	汚損、破損、落書き防止等の対策
			安全面の配慮、緊急時の対応方法
		広告掲出・設置の運用	広告掲出・設置の運用方法、トラブル対応
広告主の募集方針(市内企業等への配慮など)			
実施体制、業務実績	20	事業者適正	類似業務実績
			経営状況
		実施体制、スケジュール	実施体制
			スケジュール
経済性	20	見積価格	貸付料
合計	100		

※審査基準はすべて企画提案に盛り込んでください。

※以下の失格基準に該当する場合、失格とします。

## 【失格基準】

- ① 提案の貸付料が最低貸付価格に満たない場合
- ② 応募資格要件に該当しないことが判明した場合
- ③ 応募書類の提出期限の日から契約の締結までの間に、応募資格要件に該当しないこととなった場合
- ④ 応募書類に虚偽の記載をした場合